

令和2年2月27日

各商店街（会） 各位

札幌市商店街振興組合連合会
理事長 島口 義弘

新型コロナウイルス感染症対策に伴う札幌市からのお願いについて

平素より当連合会の運営にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの札幌市内での感染者が継続して発生しており、拡大防止・早期収束のためには、この1～2週間が瀬戸際とされております。

札幌市におきましては、児童・生徒等を通じた感染の拡大防止を徹底するため、2月28日より3月6日までの期間、小・中学校等の臨時休業を決定いたしました。

このことにより、児童・生徒の保護者の皆様が、子どもの監護等により 休暇を取得せざるを得なくなることも見込まれます。

そこで、札幌市におきまして、事業者の皆様に従業員へご配慮いただきたいこと等のお願い事項を「別紙」のとおりまとめました。つきましては、商店街（会）加盟店へ周知していただきますようお願い申し上げます。

記

添付文書

- 1 札幌市長から島口理事長あてのお願い文書（1枚）
- 2 札幌市長から市内事業者あてのお願い文書（2枚）

札幌企第 2482 号
令和 2 年(2020 年) 2 月 27 日

札幌市商店街振興組合連合会
理事長 島口 義弘 様

札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について (周知のお願い)

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る対応につきましては、札幌市内で感染者が継続して発生している状況であり、その拡大防止及び早期収束のためには、これからの 1～2 週間が、急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際であるとされております。

このため、札幌市では、特に児童・生徒等を通じた感染の拡大防止を徹底するため、別添のとおり、札幌市立小・中学校等において臨時休業することといたしました。このことにより、児童・生徒の保護者の皆様が、子どもの監護等により休暇を取得せざるを得なくなることも見込まれます。

また、市内の感染拡大状況によっては、小・中学生以外の育児や介護が必要な従業員の方々につきましても、休暇が必要となる可能性があるほか、従業員ご本人においても発熱等の風邪症状が見られる際に十分な休暇を取るなど、市民一人ひとりに自ら感染を防止する行動を心掛けていただくことが大変重要であります。

つきましては、感染症の拡大防止徹底のため、貴連合会加盟商店街や企業等に対し、別紙のとおり周知いただきますようお願い申し上げます。

札幌市経済観光局産業振興部商業・金融支援担当課

担当：牛嶋

Tel 011-211-2372 Fax 011-218-5130

札幌市内事業者等の皆様

札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について (お願い)

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る対応につきましては、札幌市内で感染者が継続して発生している状況であり、その拡大防止及び早期収束のためには、これからの 1～2 週間が、急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際であるとされております。

このため、札幌市では、特に児童・生徒等を通じた感染の拡大防止を徹底するため、別紙のとおり、札幌市立小・中学校等において臨時休業することといたしました。このことにより、児童・生徒の保護者の皆様が、子どもの監護等により休暇を取得せざるを得なくなることも見込まれます。

また、市内の感染拡大状況によっては、小・中学生以外の育児や介護が必要な従業員の方々につきましても休暇が必要となる可能性があるほか、従業員ご本人において、発熱等の風邪症状が見られる際には、十分な休暇を取るなど市民一人ひとりに自ら感染を防止する行動を心掛けていただくことも大変重要であります。

つきましては、感染症の拡大防止徹底のため、従業員の皆様への配慮について、下記 1 のとおり特段のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、札幌市では厳しい経営環境に置かれている市内の中小企業者等に対する支援の取組を、下記 2 のとおり実施しておりますので、必要に応じてご活用ください。

記

1 ご配慮いただきたいこと

次の場合における、経済的な不利益が生じない休暇取得等従業員が休みやすい環境の整備

- (1) 小・中学校等の臨時休業により、子どもの監護が必要な場合
- (2) 保育施設、幼稚園、高齢者介護施設（短期入所、通所施設等）及び障がい者通所サービス事業所の臨時休業等により、育児や介護のために従業員が休まざるを得なくなった場合
- (3) 従業員に発熱等の風邪症状が見られる場合

2 札幌市の支援の取組

(1) 新型コロナウイルス肺炎に対する緊急経営相談窓口

ア 相談場所

札幌中小企業支援センター

(札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル2階)

イ 受付時間

平日9時00分から17時00分まで(電話011-200-5511)。

(2) 新型コロナウイルス対応支援資金

新型コロナウイルス関連肺炎の流行による影響を受け、厳しい経営環境に置かれている市内の中小企業者等に対し、資金調達の円滑化と返済財源の負担軽減を図るための融資制度を創設しています。詳細は下記URLのとおり。

(<http://www.city.sapporo.jp/keizai/center/marusatsu/corona.html>)



3 その他

(1) 厚生労働省ホームページ

下記の厚生労働省のホームページにおいて、企業の方向けの「新型コロナウイルスに関するQ&A」等が掲載されているので、必要に応じて参考にさせていただければ幸いです。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09671.html)



(2) 札幌市ホームページ

下記の札幌市のホームページにおいて、新型コロナウイルスに関する情報について掲載していますので、必要に応じて参考にさせていただければ幸いです。

(http://www.city.sapporo.jp/kinkyu_202002.html)

各webページはQRコードからも参照いただけます。



(お問い合わせ先)

○市立小中学校について

札幌市生涯学習部保健給食課 担当：中村

Tel 211-3841 Fax 211-3834

札幌市学校教育部教育課程担当課 担当：野田

Tel 211-3891 Fax 211-3862

○保育施設について

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課 担当：二渡

Tel 011-211-2988 Fax 011-231-6221

○高齢者介護施設(短期入所、通所施設等)について

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 担当：鈴木(治)

Tel 011-211-2972 Fax 011-218-5117

○障がい者通所サービス事業所について

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 担当：田中

Tel 011-211-2938 Fax 011-218-5181

○本通知について

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 担当：高田

Tel 011-211-2352 Fax 011-218-5130